

議案第32号

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月2日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

一般職の職員の給与に関する法律の改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、「確定した日」の次に「若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を加え、同項第2号中「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に、「から第5号」を「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいる場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号」に、「掲げる者がない場合にあっては」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第3項に次の1号を加える。

（6）重度心身障害者

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の二宮町消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた二宮町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 改正前の二宮町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(補償基礎額)	(補償基礎額)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。	(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病的発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害となった場合にあっては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号	3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断によって疾病的発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち1人について367円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

改正後	改正前
<p>に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人について<u>300円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	
<p>(1) (略)</p>	
<p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p>	<p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p>
<p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p>	
<p>(4) (略)</p>	
<p>(5) (略)</p>	
<p>(6) <u>重度心身障害者</u></p>	
<p>4 扶養親族たる子のうちに<u>15歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>